

議案第 2 4 号

山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例

山陽小野田市職員給与条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 5 1 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 2 項中「第 1
号及び第 3 号又は第 2 号及び第 3 号」を「第 1 号及び第 2 号」に改め、第 2 号
を削り、同項第 3 号中「前項第 3 号」を「前項第 2 号」に改め、同号を同項第
2 号とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市職員給与条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(住居手当)</p> <p>第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（<u>第1号及び第2号</u>に該当する職員にあつては、これらの額の合計額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> | <p>(住居手当)</p> <p>第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅（規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（<u>第1号及び第3号又は第2号及び第3号</u>に該当する職員にあつては、これらの額の合計額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(2) <u>前項第2号</u>に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 （略）</p> | <p>(2) <u>前項第2号</u>に掲げる職員 2,500円</p> <p>(3) <u>前項第3号</u>に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 （略）</p> |
|--|---|